

## フランスの大学における教育の質的保証

### 第一期教育における現状と課題についての最近の動向

大 場 淳 (広島大学)

先頃公表された本年のバカロレア試験結果 (MJENR 2003) によれば、6 月に実施された試験 (普通・技術・職業) の受験者は 6,043 百人で、うち 4,840 百人が合格し、その合格率は昨年より 3.3 % 高い 80.1 % であった。これは該当年齢人口の 62.6 % に相当し、例年合格者のうち約 7 ~ 8 割が高等教育に進学していることに鑑みれば、日本と同様に、進学率が 5 割を超す「ユニバーサル・アクセス段階」(トロウ) にほぼ達しつつあることがうかがえる。

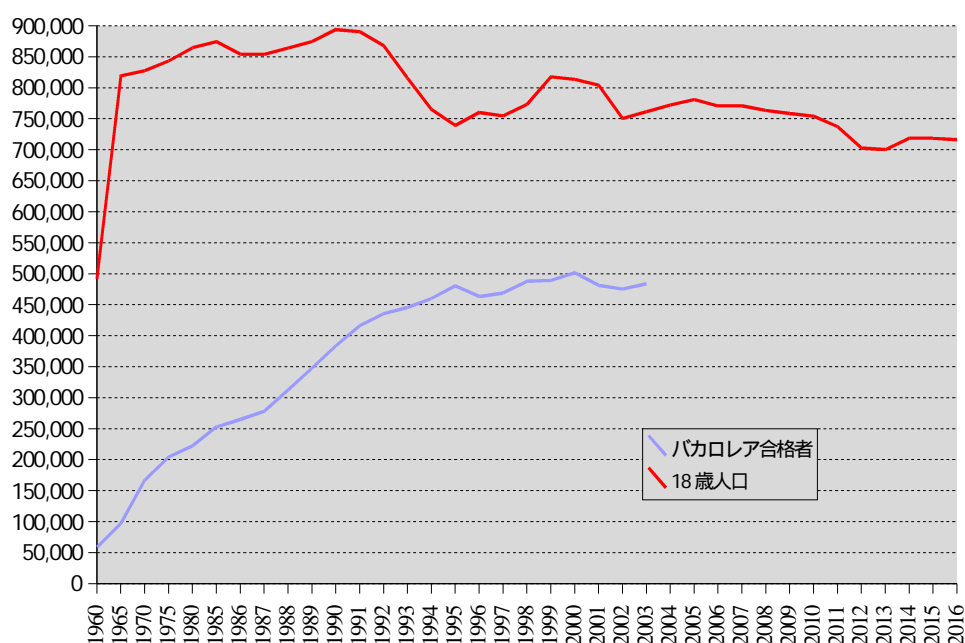
本稿では、こうしたユニバーサル・アクセス段階に近づいたフランスの大学について、主として大学教育において最大の課題を抱えているとされる第一期教育 (第一学年及び第二学年) その中でも特に第一年次の教育を取り上げる。そして、現在直面する課題並びにそれらの課題への対応について、国の施策を中心として概観してみることとしたい<sup>1)</sup>。

#### 1 高等教育の拡大とバカロレア

##### (1) バカロレア合格者の増大

バカロレアは、後期中等教育修了を証明するものであるとともに、大学第一学位と位置付けられ、この試験合格をもって通常の大学課程への入学が認められる。したがって、高等教育の拡大について考察するに当たっては、まずその合格者数を見るのが適当であろう。以下に、合格者数の推移と 18 歳人口<sup>2)</sup> の推移 (予測を含む) を示す (図 1)。

図 1 バカロレア合格者数と 18 歳人口の推移



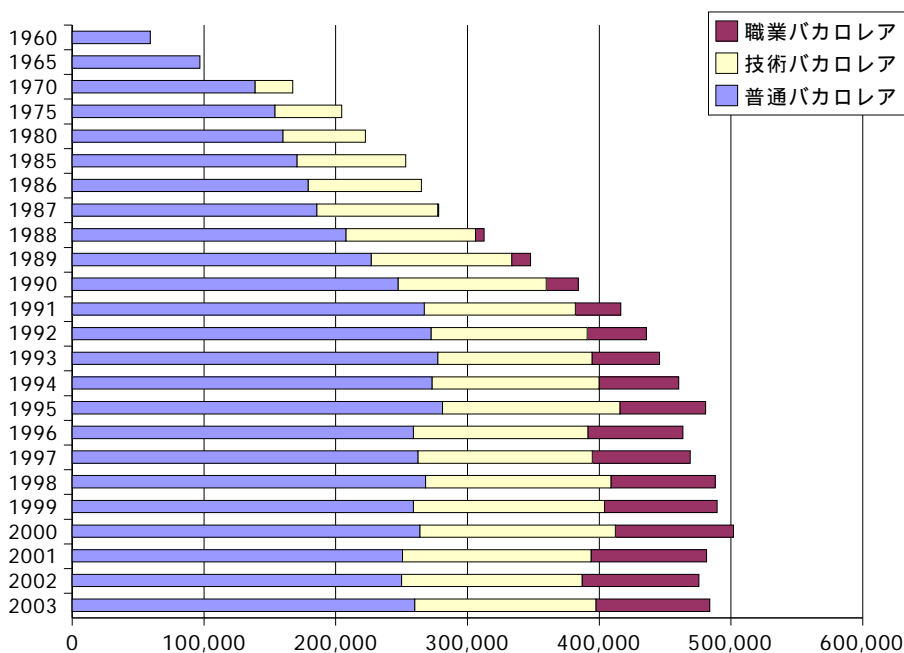
出典：国民教育省<sup>3)</sup> 及び国立人口統計学研究所 (INED)

フランスでは、1989年の教育基本法<sup>4)</sup>第3条でバカロレア合格者を各世代の8割とすることを目標に掲げ、その拡大に努めてきた。既に1980年代後半からバカロレア試験志願者増大に伴って合格者が急激に増大してきており、こうした政策はこの増加傾向に拍車をかけた。

1990年代以降、18歳人口は長期的には低落傾向にあるが、短期的には増減が見られ、例えば1990年代前半は一貫して減り続けたものの、志願率の向上に支えられてその間もバカロレア合格者は増加し続けた。そして、1990年代後半以降は概ね18歳人口の推移に準じてバカロレア合格者が推移してきており、志願者の上昇はほぼ上限に達した観がある。したがって、今後進学率上昇のための何らかの対策が講じられない限り、バカロレア合格者8割という目標は達成困難な状況にあると思われる。

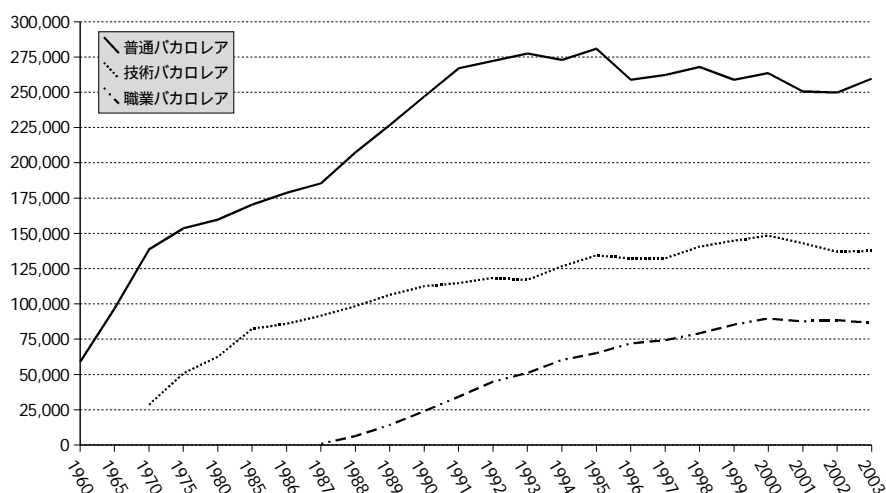
次に、バカロレアの種類別の合格者数の推移をしてみる（それぞれの違いについては次節参照）。この拡大傾向は、3種類あるバカロレアのいずれの傾向でも見られ、1980年代後半においては普通バカロレアにおいて顕著であった。普通バカロレア合格者数は、1990年代にはやや漸減傾向を示したが、他の技術バカロレア及び職業バカロレアの合格者数は1990年代も増え続け、2000年代に至って初めて安定乃至漸減傾向を示すこととなった（図2及び図3）。すなわち、1990年代前半までの合格者の増加は普通バカロレア合格者を中心とした全バカロレア合格者によってもたらされ、1990年代後半以降は技術・職業の両バカロレア合格者によってもたらされた。しかし、2000年代以降は当該両バカロレア合格者の数も増加傾向が認められず、バカロレア合格者は安定期に入ったと思われる。

図2 種類別バカロレア合格者数の推移（その1）



出典：MJENR 2002a 外に基づく（以下、特に断りがない限り同様）

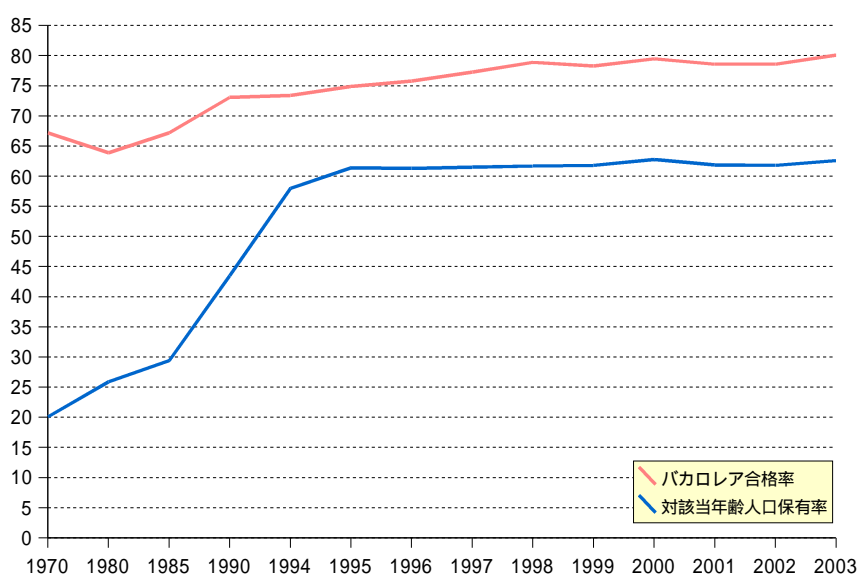
図3 種類別バカロレア合格者数の推移（その2）



こうしたバカロレア合格者数増加の原因としては、該当年齢人口<sup>5)</sup>の増加（1980年頃まで）、高等教育への進学希望率の上昇、試験合格率の上昇などが挙げられる。このうち、試験の合格率については1980年代から1990年代にかけて上昇傾向にあり、近年は8割近くで推移している<sup>6)</sup>（図4）。こうした合格率の上昇に対しては試験が易しくなっていると批判もあるが、国民教育省は一貫して試験水準は維持していると主張している<sup>7)</sup>。

バカロレア合格者数が増えた結果、該当年齢人口に占めるバカロレア保有者（bachelier）の割合は、1970年の2割から1990年代後半以降6割を超えた値となっている。ただし、その割合は1990年代後半以降ほとんど変わらず、1989年の教育基本法に掲げた目標の8割を達成するにはほど遠く、また、今後その率が改善される見込みもないことは前述の通りである（図4）。

図4 バカロレア合格率並びに対該当年齢保有率の推移



2003年については6月試験分のみのもので、暫定数値である。

(2) バカロレアの種類と取得後の進学状況

日本と異なってフランスでは、後期中等教育の修了は各学校単位の判断ではなく、国家試験であるバカロレア試験の合格でもって判断される。バカロレアには 1808 年に創設が遡る普通バカロレア、1968 年創設の技術バカロレア、1985 年創設の職業バカロレアの 3 種類があり(表 1)、そのいずれに合格しても大学(一部を除く DEUG 課程、後述)へ進学する権利が与えられる<sup>8)</sup>。

表 1 バカロレアの種類

種類	系・専門分野	概要
普通バカロレア baccalauréat général	自然科学系(S: scientifique) 人文科学系(L: littéraire) 社会科学系(ES: économique et sociale)	主に大学や専門高等教育機関など長期の高等教育機関を志望する生徒を対象としている。
技術バカロレア baccalauréat technologique	サービス産業系(STT: sciences et technologies tertiaires) 工業系(STI: sciences et technologies industrielles) 化学系(STL: sciences et technologies de laboratoire) 医療系(SMS :sciences et techniques médico-sociales) 農産系(STPA: sciences et technologies du produit agroalimentaire) 農環境系(STAE: sciences et technologies de l'agronomie et de l'environnement) 舞台芸術系(TMD: techniques de la musique et de la danse) ホテル業系(Hôtellerie)	主に大学附属の技術短期大学部(IUT) <sup>9)</sup> や高級技術者養成短期高等教育課程(STS) <sup>10)</sup> などの短期の高等教育機関を志望する生徒を対象としているが、約 2 割は大学(IUTを除く)へ進学している。
職業バカロレア baccalauréat professionnel	各種事務、製造業、サービス産業、建設業などの諸分野について、様々な職種につながる専攻分野がある。	一種の職業資格と考えられており、高等教育へ進学する者の比率は低い。

出典：松坂(1999、139頁)に基づいて作成

大学への進学するに当たっては、バカロレア取得者は、原則として無試験で一般教育課程(DEUG: diplôme d'études universitaires générales)に登録することが可能である<sup>11)</sup>。しかしながら、同じように大学へ進学する権利が与えられるとは言え、三つのバカロレアの性格に対応して、高等教育への進学率は大きく異なる。普通バカロレア取得者のほぼ全員が進学するのに対して、技術バカロレア取得者は約 7 割に止まり、職業バカロレアに至っては 2 割にも満たない(表 2)<sup>12)</sup>。また、入学後の修学状況は一様ではなく、進級等において技術バカロレア取得者、職業バカロレア取得者(特に後者)は、普通バカロレア取得者に比して不利な状況に置かれている。その点については、次節で詳しく見ていきたい。

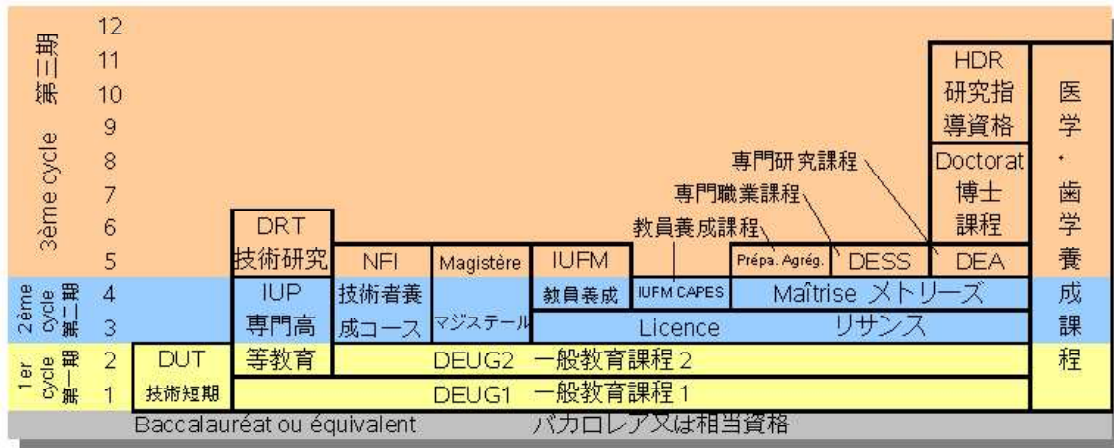
表 2 バカロレア取得直後の高等教育への進学率(2001年)

	普通	技術	職業	全体
大学(IUTを除く)	62.6	18.1	5.6	38.9
技術短期大学部(IUT)	11.8	9.6	0.6	9.1
グランド・ゼコル予備級	13.3	1.0	0.0	7.2

高級技術者養成短期高等教育課程(STS)	9.1	45.3	11.0	20.2
その他	9.3	3.4	0.5	5.9

大学における DEUG 課程は、より高度な高等教育課程への進級の準備をするための過程であるとともに、職業人養成のための課程と位置付けられている<sup>13)</sup>(大学一般教育免状、リサンス、メトリーズに関する 1997 年 4 月 9 日付国民教育省令)(図 5 参照)。大学教育は最初の 2 年は第一期、続く 2 年は第二期、それ以降は第三期と分けられる。これらの課程に登録している学生数は図 6 の通り推移している。バカロレア合格者数の増加に応じて 1990 年代前半まで増え続けているが、同年代後半以降は特にバカロレア合格者数が減っていないにもかかわらず減少傾向にある。これは、主としてバカロレア合格者の大学入学率の減少によるものであり、合格者の合格直後の大学入学率は 1995 年の 49.4 % から 38.9 % に減少している。

図 5 フランスの大学の教育課程<sup>14)</sup>



出典：MJENR 2002b を基に作成

図 6 期別の学生数の推移

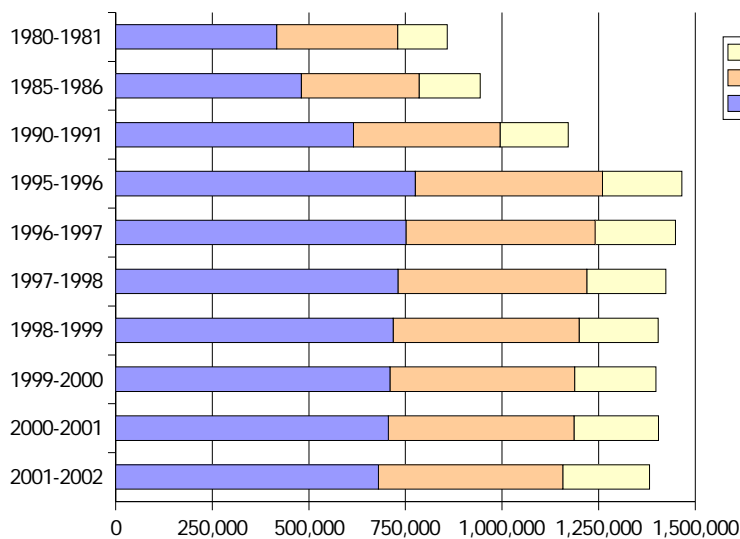
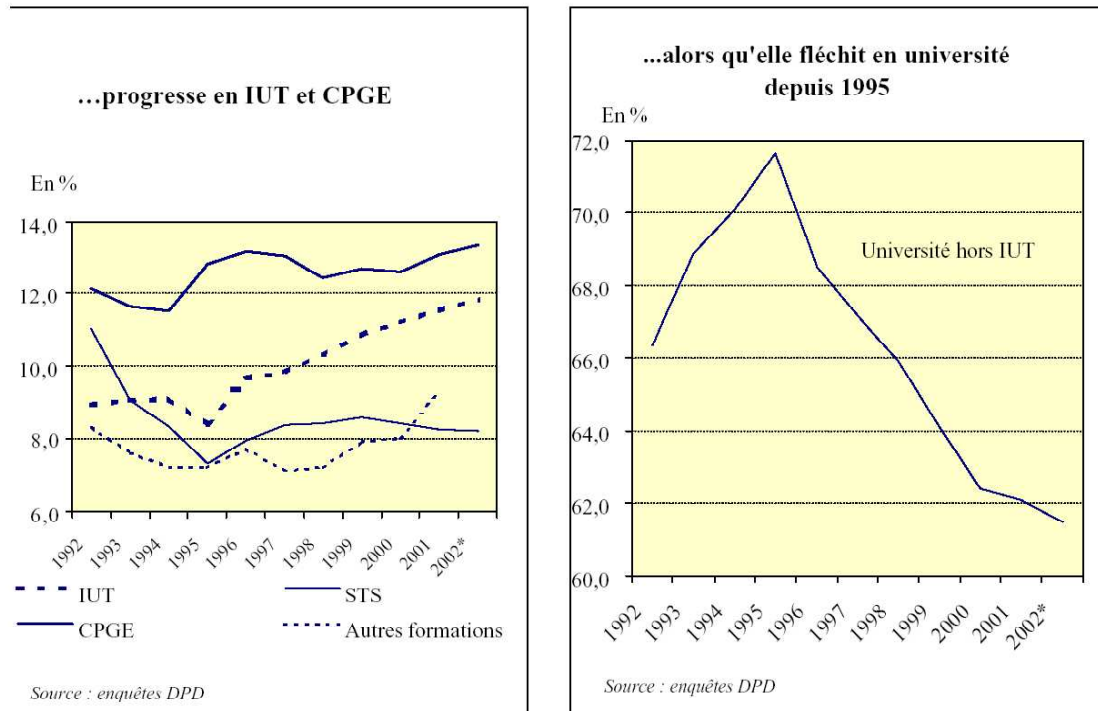


図7 普通バカロレア合格者の高等教育進学状況の推移<sup>15)</sup>



出典：2002c ( 附属資料 )

この大学進学者の減少は、バカロレア合格者のうちでも、主として普通バカロレア合格者の大学進学率が減少した結果である。図7右に見られるように、IUTを除く大学への進学者が高等教育進学者全体に占める割合は1995年の72%を最高に一貫して減少し、2002年には62%までに下がった。その間、CPGE(グランド・ゼコル予備級)及びSTSは増減は見られるもののほぼ横這い、IUT及びその他(Autres formations、外国の大学等)が大幅に伸びてきている。

本来は技術バカロレア合格者を主対象とするIUTへ普通バカロレア合格者の入学が増加した背景は、1980年代後半から大学進学者が急速に増大し大学(DEUG課程)の教育条件が悪化したことから、少なからぬ普通バカロレア取得者が選抜のないDEUG課程を避けて、定員のあるIUTに進学し第二期から大学へ来る道を選んだためである。この現象は「ねじれ現象」と呼ばれ、本来の対象である技術バカロレア取得者がそこから閉め出されて無選抜のDEUG課程に登録することを余儀なくされ、免状(学位)取得に困難を来しているという状況をもたらしているのである(服部1997)。

## 2 第一期教育における課題と対策

### (1) 国家学位としてのDEUG

1984年の高等教育法(サバリ法)第17条第1項は大学の学位授与権は国家の独占と定め、国家が学位の質を担保することとしている。国家によって授与権が定められる学位、すなわち国家学位(diplôme national)の種類は、同法第17条第2項の規定を受けた政令84-573号<sup>16)</sup>で規定されており、DEUGもそこに含まれる。そして、国家学位は、授与し

た大学にかかわらず、同等の効力を保持者に与えることとされている（同法第 17 条第 2 項第 3 段落）。

現在、DEUG の授与権は、契約政策(politique de contractualisation)<sup>17)</sup>の枠組みの中で設定乃至更新され、その効力は最長で 4 年である（前述 1997 年 4 月 9 日付国民教育省令第 22 条）。

制度上は学位の質を国家が保証し、異なる大学が授与する同種の学位は同等の効力を保持者に与えることとされているが、実際は大学毎に学位の水準には少なからぬ差が存在しているのが現状である。ジル・コトロ<sup>18)</sup>は、大学の自治拡大が同等とされる学位の内容の相違を大幅に拡大させる危険性を指摘しつつ、「こういった相違は既に存在し、それを無視することは盲目である」と述べ、更に「もし、確固とした手法を開発すれば、学位の均質性並びに質の高い知識の獲得を保証することができるだろう」と述べている（AMUE 2003）。このことは、国民教育省の文書（MJERN 2002d）において、「国家学位の質は、形式的な基準に基づいて計られるものではなく、現実の一貫性(constistance)、すなわち教育計画と得られた成果の一貫性が評価されるべきである。そのことによるのみ、学生に対して本当の保証が与えられる」と指摘することとも結び付いていると言えよう。

1989 年に策定され翌年から適用された契約政策は、増加する学生をよりよく受け入れることが最大の目的であったが（大場 2003）結果として大学の自治の拡大につながり、上に見たように、国家による学位の質的保証の在り方についても多大なる影響を与えている。そして、その傾向は、ヨーロッパにおける各国の高等教育制度間の透明性と互換性の向上を目指す高等教育圏の創設に向けて、更に進展するものと思われる。

## （ 2 ） DEUG における修学状況

大学の定員数の拡大が高等教育の拡大であった日本と異なって、大学の定員数を定めないフランスにおいては、高等教育の拡大はバカロレアを取得し進学する者の数が増大によってもたらされる。フランスでは、1980 年代後半からの進学者の増大に対応して、政府は施設の拡張<sup>19)</sup>、教員の採用拡大などに努めるとともに、上に述べたように、各大学の自主的な取り組みを促すため契約政策を導入した。

大学の DEUG 課程には無試験で登録ができることは上に述べたが、その課程における学生の失敗率の高さ、特に第一年次終了時の試験に合格しない者の率が高いことが社会的な問題となっている。分野によって差は見られるが、全体を平均した場合、第一年次終了時の試験に合格する者の割合は半分にも満たない（表 3）<sup>20)</sup>。

表 3 分野別第一期課程一年次合格率（2000-2001 年度）

	合格率	留年率	中退率
法学・政治学	36.6	35.2	28.2
経済学・経営	42.7	26.9	30.4
経営管理(AES) <sup>21)</sup>	30.7	30.3	39.0
文学・言語学・美学	47.0	18.9	34.1

言語	37.7	23.6	38.7
人文社会科学	43.3	24.5	32.2
科学・物質構造	44.7	30.8	24.5
科学技術・工学	44.7	24.3	31.0
自然・生命科学	42.9	30.9	26.2
体育・スポーツ科学	50.4	31.2	18.4
医学	11.4	73.5	15.1
薬学	15.3	69.9	14.8
IUT	72.0	13.3	14.7
技師(ingénieur)	77.2	19.4	3.4
全体	44.8	28.2	27.0

出典：Sénat 2002

上記表 3 によれば、合格率の最も低いのは医薬系であるが、これは、原則として入学時に制限はないものの、第二年次に進級する際に定数があって合格者が制限されるためである（不合格者の多数は留年する）。IUT 及び技師を除くその他の一般課程では最も合格率の高いのは体育・スポーツ科学であり、反対に最も低いのは経営管理(AES)である。その背景には、前者への登録者の多くが普通バカロレア保持者であるのに対して（73.1%）後者では 49.5% に過ぎないことがある（Sénat 2002）。

大学への進学者数の増大は主として普通バカロレア合格者が増えることによってもたらされたが、同時に増えた技術バカロレア、職業バカロレアの合格者が大学に数多く入って来るに及んで、特に非普通バカロレア取得者の修学困難状況が無視し得ざる問題として取り上げられるようになった。この傾向は、1990 年代後半以降、前述の「ねじれ現象」によって一層顕著になった。

図 8 バカロレア種類別一般教育課程(DEUG)修了者の比率（1998 年）

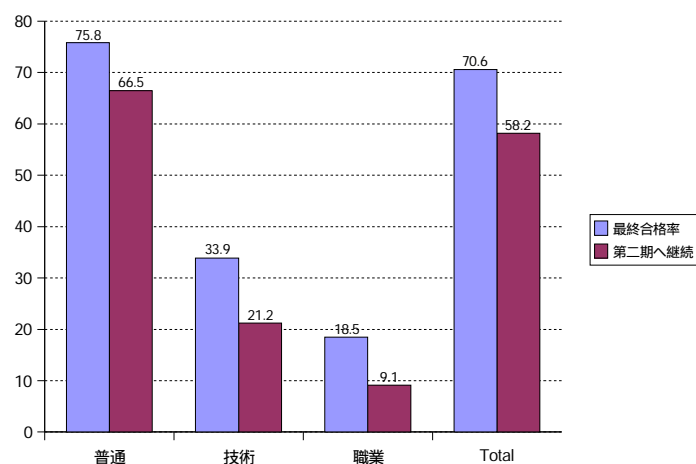


図 8 は、保持するバカロレア毎の一般教育課程 (DEUG) の修了者の比率を見たもので



ある。技術・職業バカロレアを保持する者に比して、普通バカロレアを所持する者の修了比率が遥かに高い。しかも、第二期へ引き続いて登録する者が普通バカロレア保持者がほとんどであるのに対して、職業バカロレア保持者は修了者の半数にも満たない。なお、この数値は留年して最終合格に至る者も含む数値であり、前述（表3）の通り、DEUG 第一年次だけとってみれば全体の合格者は半数にも満たず、不合格者は留年、他の教育課程への変更、あるいは学業を放棄するのである。

このような事態を重く見た国会の上院(Sénat)は、1995年に調査委員会(Mission d'information sur l'information et l'orientation des étudiants des premiers cycles universitaires)を設け、翌年に「よりよく成功する方向に向けて」と題する長大な報告書(Sénat 1996)を行った。調査委員会は各種の調査を行いそれを分析した結果、問題の主たる原因は中等教育段階からの進路指導(orientation)にあるとし、過去になされた提言も踏まえつつ、同報告書において3分野32項目にわたる提言を行った。この提言の中には、学生進路情報室(SCUIO: service commun universitaire d'information et d'orientation)<sup>22)</sup>の普及と充実、研究教員の開発活動(formation pédagogique)(日本で言うFD)の充実、教育組織編成の自由の拡大、大学教育と学生の就職動向を掌握する地方大学監察局(observatoire universitaire régional)の設置などが含まれる(別紙)。

### (3) 1997年の大学教育改革(バイル<sup>23)</sup>改革)

上に述べた上院報告者を受けるなどして、1997年、国民教育省は第一期(及び第二期)教育を全面的に見直し、新たな教育の在り方を定めた(前述の大学一般教育免状、リサンス、メトリーズに関する1997年4月9日付国民教育省令、以下「1997年省令」という)。1997年省令によってもたらされたDEUG関係の主たる改革は、半期(セメスター)制の導入(更に、第一年次の最初の半期を進路変更の時期と位置付ける)、チューター制の導入、単位積み上げ方式による教育編成の一般化、教育評価の制度化である。

#### ア) 半期(セメスター)制の導入と進路変更制度

1997年省令第1条は、大学第一期及び第二期の各学年が前期・後期の二つの学期(semestre)に分けられることを規定した。

DEUG 第一年次の前期は、方向付けの半期(semestre d'orientation)と位置付けられる。各学生が選択するDEUGの主要学問領域だけでなく、他の領域や大学での学習の在り方についての教育プログラムで構成されるとしつつ、進路選択の適性について判断する機会を学生に与えることとした(第6条)。

後期は、次の三つの教育領域から構成される。なお、それ以外に、修学困難に陥っている学生のための支援教育(enseignements de soutien)を行うことができる。

各学問領域に関する基礎的な教育(1~2単位<sup>24)</sup>)。ここには、進路変更した者のための補足的な講義等を入れることができる。

各学問領域において教育的・科学的観点から必要とされる方法論(1単位)。

一般教養(culture générale)及び表現(1単位)。

DEUG 第二年次は、前・後期とも第一年次後期と同じように構成される。各半期は、最大4単位で構成され、うち少なくとも1単位は選択科目で、大学の定めるプログラム

の中から学生が選択するものとする。

学生の進路変更については、学長によって任命される進路指導委員会 (commission d'orientation) が希望する学生の成績等に基づいて適性を判断し、最終的には当該学生が現在の DEUG に残るか、他の DEUG に移るか、あるいは他の教育コース (IUT や STS、グランド・ゼコル予備級等) への進路変更の願書を提出するかを決定する (第 14 条)。なお、受入れ先となる他のコースにおいては、受入れのための条件整備が行われることとされたところである。

#### イ) チューター制の導入

DEUG 第一年次学生支援のためのチューターが置かれる。チューターは第二期及び第三期の学生が担当教員の責任の下で務める。チューターとしての活動は、チューターとなった学生の学位取得判定に際して考慮される (第 5 条第 2 項)。

#### ウ) 単位積み上げ方式による教育編成の一般化

一部で導入されていた積み上げ式教育単位 (unités d'enseignement capitalisables) が一般化され、DEUG 課程の教育は全面的にこの方式によって編成されることとなった (第 5 条第 1 項)。単位 (unité) とは各科目毎に算定されるものではなく、調和のとれた教育並びにその他の活動の集合体である。その中には、講義、演習、実習、様々な個人の活動 (チューター指導下の活動、論文、個人研究活動、研修等) が含まれ、課程の合格率を向上させるため適切な人数のもとで行われる。

#### エ) 教育評価の制度化

それぞれの教育活動について、教育評価の手続きが定められることとなった (第 23 条)。この評価は、教育の目標に基づいて行われ、学生による評価を含む。教育評価の目的は以下の二つとされる。

授業についての学生の評価を教員が把握すること。この評価は、関係教員に対して行われる。

教育における内容編成 (organisation des études) についての評価を行うこと。この評価は、それぞれの教育プログラム毎に委員会が編成されて行われる。委員会の構成は学生と教員が同数で、委員は学長が教務・大学生生活評議会<sup>25)</sup>に諮った後に任命する。なお、評価の手続きは、教務・大学生生活評議会に諮った後、管理運営評議会<sup>26)</sup>が決定する。

#### (4) 国における最近の取り組み

国民教育省では、DEUG 修学状況の改善に向けて、進路指導の改善と入学時の学生受け入れ態勢充実、就職へ向けての一般教養教育の充実を優先目標としつつ、様々な取り組みを行っている。以下に、本年度予算の審議等で取り上げられた論点から、主要な施策・検討事項を紹介する (MJENR 2002c、Sénat 2002)。

#### ア) 中等教育との接続の改善

国民教育省は、DEUG 第一年次における不合格者が多いことの主たる原因の一つが中等教育で得られる知識と DEUG で必要とされる知識の乖離にあるとし、大学に対して高校生及び高校教職員への情報提供に努めるよう求めている。このため、従来から行われている活動、すなわち、公開日の設定、フォーラム開催による教育内容紹介、授業公開、一般を対象とした情報サロンなど以外に、次のような方策をとることを奨励している。

- 高校生と大学生の交流
- 高校におけるチューターによる教育内容紹介
- 志願者との事前の個別対談
- 同じ高校出身の学生による「連絡員」の選任
- 高校教育と DEUG 自然科学系のプログラム見直しと教材開発
- 対象（教員、指導員、心理・進路指導員、校長）別の説明会の開催
- 大学及び大学区レベルにおける中等・高等教育連絡調整員 (mission de coordination secondaire-supérieur) の創設

また、学生進路情報室(SCUIO)は、職業団体と連携しつつ、就職や進学・進級に関してより適切な情報提供に努めるべきとしている。

#### イ) 教育主任の設置の推進

国民教育省は、各大学に対して教育主任を置くことを求めている。教育主任(directeur des études)は、欧州高等教育圏創造計画に対応して定められた政令第 2002-482 号に基づいて学士(licence)課程教育について定めた 2002 年 4 月 23 日付国民教育省令第 19 条で規定されたものである。同条は学生支援について規定したものであるが、その第 3 項において、教育主任の職務について、「学生受け入れ、情報提供、進路指導に関し、かつ、関係教員、教育実践(pratique pédagogique)における教育編成について質の保証」を行うこととしている。また、教育主任は、学生からの相談に優先的に対応することとされている。

#### ウ) 進路変更のための制度の改善

1997 年省令で進路変更のための制度が設けられたが(前述)、同制度の利用者はほとんどなく、学生の 2 %未満に止まっている。DEUG 第一年次終了時までには中退する者が 3 割近く達している(表 3)ことに比して、利用者の数が非常に少ないことが問題視されている。このため、制度の適用期間を DEUG 第一年次終了時まで延長することが検討されている。

#### エ) 一般教養教育の充実

国民教育大臣は、2002 年秋の新学期に向けて 2002-2003 年度の施策を公表したが、その中で、不確実の時代においては適応していること(adaptation)よりも適応性(adaptabilité)が重視されるべきであるとしつつ、大学第一期教育が早期から専門化することについての問題点を指摘した。そして、そのためには、エリート養成校であるグランド・ゼコルの教育と同じように、大学においても一般教養教育を充実していく必要性を指摘している。

大学への一般教養教育の導入については、前述の通り、1997年のバイル国民教育大臣による改革によって部分的に取り組みられてきたところである。しかしながら、同改革はいわば中途半端な改革に終わり、一般教養教育を広く普及させるという所期の目的は達成されなかったと言われている。2002年2月、国民教育大臣から委嘱を受けたアラン・ルノ<sup>27)</sup>は大学における一般教養教育の在り方について検討した報告書(Renaut 2002)を提出し、その中で、バイル改革を失敗と位置付けつつ、「一般教養教育に従属する諸専門教育(des spécialités subordonnées à une culture générale)」という方針の下での大学教育改革を提唱した。この報告書を受け、国民教育省は、各大学において試行的に各大分野毎に一般教養教育のプログラムを編成することを求めるとともに、一般教養教育を軸とする新たな教育課程のモデルケースを公募し、それに対応するため二級教員<sup>28)</sup>定数200を配分することとしたところである。

### 3 結語

#### (1) バカロレアによる教育の質的保証

以上、フランスにおける高等教育の規模拡大について、バカロレア段階から見てきた。1990年代初頭までのバカロレア合格者の拡大は、主として普通バカロレア合格者の拡大によってもたらされた。このことは、試験が易くなったのではないかとの批判はあるものの、質的な担保を図りながら高等教育進学者の拡大に成功した例と見なすことができよう。

しかしながら、1990年代中葉からのバカロレア合格者の伸びは、技術・職業の両バカロレア合格者のみが増加し、むしろ、普通バカロレア合格者は該当年齢人口(18歳人口)の減少に合わせて漸減する傾向が見られる。

更に、技術・職業の両バカロレア合格者も近年は漸減傾向にあり、高等教育進学者の供給源となるバカロレア合格者の対該当年齢人口に占める割合は上限に達した観がある。質を担保しつつ、この数値を改善して教育基本法で定める目標の8割に近づくためには、初等教育段階からの教育の在り方を変えない限りは不可能と思われる。

#### (2) 高等教育拡大の大学教育への影響

フランスの大学教育制度においては、特に第二期以降多様な課程が存在する。そのことは学生に数多くの選択肢を与える半面、優秀な学生をより高度な教育課程へと選抜する過程として機能してきた。進学者がさほど多くない時代には、初期段階における選抜、すなわちDEUG課程(特に第一年次)から落ちこぼれる者も少数であったが、非普通バカロレア合格者が大学(DEUG課程)に進学し、更に「ねじれ現象」によって更にその傾向が加速されることによって、DEUG課程の第一年次から躓く者が増え、第一期教育の在り方が社会的問題と認識されるようになっていく。

このことは、高等教育の拡大によってもたらされたという意味においては、日本の「学力低下問題」とも共通するところがある<sup>29)</sup>。フランスでは、第一期教育における学生の躓きは主として不適切な進路指導に基づくものとして、その改善のため様々な方策が実施・検討されているところである。また、教育プログラムの改善と併せて、貧弱であった学内の学生支援方策、あるいは、ほとんど実施されてこなかった教育に関する評価について

も、次第に充実する方向に向かっている。更に、検討事項の中には、IUT に技術バカロシア合格者の優先枠を設けることも含まれており（MJENR 2002c）、契約政策などによって大学の自立性を拡大すると同時に、他方で国が主体的に大学をコントロールする政策も見られるところである。

### （３）今後の大学教育

今回、主として DEUG 課程を中心として大学教育の主要課題について概説してきたが、DEUG 課程自体は、欧州における高等教育分野の協力が進展していく中で（パリ～ボローニャ～プラハ会議の流れ、そして今年はベルリン）、学士（licence、bac+3）・修士（master、bac+5）・博士（doctorat、bac+8）という構造（仏語では"L-M-D"と呼ばれる）の中に組み込まれる予定である。この枠組み（欧州高等教育圏）自体は各国に新たな制度変更を迫るものではないが、相互の信頼と透明性を図りつつ流動性を高めることとされており、今後 DEUG は国際的には通用することを期待されず、学士課程の中の一部として取り扱われるようになる予定である。そして、将来的には、短期課程就学者を除く学生の全てが学士取得に達するよう期待する意向を国民教育大臣は表明している（MJENR 2002c）。

既に見たように、第一期教育において多くの学生が困難に直面している現状において、全学生が学士取得を達成するということは野心的な目標と考えられないこともない。しかしながら、冒頭にも述べたように第一期教育、特にその一年次教育が現在における大学教育上の最大の課題であり、第二期に進級した者が学士を獲得することはそれと比して重要課題とは認識されていない。それよりも学士教育段階での重要問題は、学習内容の社会適用性、すなわち採用者における学位取得者への評価である。当該課題に関連しては、既に DEUG 課程において、社会への不確実性への適応能力を高めるために一般教養教育を充実することとされた旨述べたが、このほか、多くの課程において職業教育化（*professionnalisation*）を進めて社会適応性を高めることが課題となっている。この問題に関しては、稿を改めて報告することとしたい。

### 〔参考文献〕

大場淳 2003 「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展 日本の国立大学法人化とフランスの契約政策の比較考察」『大学論集』第 33 号、広島大学高等教育研究開発センター

服部憲児 1997 「フランスにおける大学改革 大学教育の改革を中心に」有本章編『ポスト大衆化段階の大学組織変容に関する比較研究』高等教育研究叢書 46、広島大学大学教育研究センター

松坂浩史 1999 『フランス高等教育制度の概要 多様な高等教育機関とその課程』研究叢書 59、広島大学大学教育研究センター

Agence de Mutualisation des Université et des Etablissements d'Enseignement supérieur (AMUE) 2003, *Séminaire « Les équipes de formation dans le cadre du système LMD » 18 mars 2003*, Département de Service AMUE

Ministère de l'Education nationale, de la Recherche et de la Technologie (MENRT)  
1997, *Note d'Information 97. 45 novembre 1997*

Ministère de la Jeunesse, de l'Education nationale et de la Recherche (MJENR)  
2002a, *L'état de l'Ecole - numéro 12 - édition 2002*

Ministère de la Jeunesse, de l'Education nationale et de la Recherche (MJENR)  
2002b, *Les établissements d'enseignement supérieur - Structure et fonctionnement - Guide pratique Edition 15 mai 2002*

Ministère de la Jeunesse, de l'Education nationale et de la Recherche (MJENR)  
2002c, "De nouvelles perspectives pour l'enseignement supérieur" Conférence de presse du 7 octobre 2002

Ministère de la Jeunesse, de l'Education nationale et de la Recherche (MJENR)  
2002d, "Mise en oeuvre du schéma licence - master - doctorat (LMD)" Texte adressé aux présidents d'université - vague contractuelle 2003- le 12 novembre 2002

Ministère de la Jeunesse, de l'Education nationale et de la Recherche (MJENR) 2003,  
*Note d'Information 03. 42 juillet 2003*

Renaut, Alain 2002, *Mission d'étude et de proposition sur la culture générale dans les formations universitaires*, Rapport d'étape, MJENR

Sénat (Mission d'information sur l'information et l'orientation des étudiants des premiers cycles universitaires) 1996, *S'orienter pour mieux réussir*

Sénat 2002, *Projet de loi de finances pour 2003, adopté par l'Assemblée nationale : Tome V : enseignement supérieur*, Avis 69

---

1) 本稿では、主として 1990 年代後半以降の動きについて言及する。それ以前の取り組みについては、服部(1997)及びその参考文献に詳しい。

2) 18 歳人口については、1998 年までは INED 統計に基づき、1999 年以降は、1998 年のデータに基づいて各年に 18 歳に到達する予定の者の数値を用いた。なお、18 歳人口は必ずしも高等教育に通常進学する年齢人口(該当年齢人口、後述)とはされていないが、潜在的に進学に適する者の数の傾向を知るのには、18 歳人口の推移は参考になると考える。

3) フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上「国民教育省」と記す。直近では、2002 年 5 月の政変で、「国民教育省」から「青少年・国民教育・研究省」に組織が変わった。

4) Loi n° 89-486 du 10 juillet 1989 *Loi d'orientation sur l'éducation*.

5) 普通バカロレア及び技術バカロレアに関しては 17 ~ 23 歳、職業バカロレアに関しては 18 ~ 24 歳の者の数。両者間の 1 年の相違は、後者に至る課程が 1 年長いことに基づく。

6) 2003 年の 6 月試験結果で初めて合格率が 8 割を超えたが(80.1%)、通例 9 月試験の結果は 6 月試験の結果を下回るので、総合では 8 割を下回る可能性がある。

- 7) 例えば、2003年7月12日付ル・モンド紙。
- 8) バカロレアの詳細、その後の進学の内り方等については松坂(1999)が詳しい。
- 9) institut universitaire de technologie。DEUGと並んで大学第一期教育を担当し、ここで学ぶ学生はDUT(diplôme universitaire de technologie)の取得を目標とする。主として技術バカロレア取得者を対象とするが、DEUGと異なり入学に際して選抜がある。
- 10) 高等学校(リセ)に附属する短期高等教育課程。
- 11) ただし、無原則にどの大学のいずれの課程にも登録できるのではなく、取得したバカロレアの種類・系、住んでいる地域、登録希望者数などによって左右される。詳しくは松坂(1999、136頁)参照。
- 12) 高等教育機関への重複登録があるので、表2の各バカロレアの各種機関への進学率合計はそれぞれの取得者全体の進学率とはならない。例えば、普通バカロレア取得者の進学率の合計は106.1%である。
- 13) 名称から日本の一般教育に類似した教育のようにとらえられることがあるが、内容的には専門基礎教育を中心とした教育課程である。
- 14) 本図の日本語訳は内容を理解するために参考で付したものであって、必ずしも当該課程の訳ではない。
- 15) 図中2002年に\*が付いているが(2箇所)、原典にその説明がない。本資料の公表時期(2002年10月)から推測するに、6月のバカロレア試験結果に基づく暫定数値であると思われる。
- 16) 本政令以外に、技術教育課程の学位(前述のDUT等)や医療等の特定分野にかかる学位について定める政令が複数ある。なお、政令第84-573号で定められている学位は以下の通りである。

certificat de capacité en droit

baccalauréat

diplôme universitaire de technologie

diplôme d'études universitaires scientifiques et techniques

diplôme d'études universitaires générales

licence

maîtrise

diplôme d'études supérieures spécialisées

diplôme d'études approfondies

doctorat

habilitation à diriger des recherches

- 17) 大学の運営予算の一部を、各大学が策定する大学政策に関する戦略的な計画に基づいて締結する契約によって配分する政策。詳しくは、大場2003参照。また、OECD編(服部憲児訳)『高等教育における評価と意思決定過程 - フランス、スペイン、ドイツの経験 - 』広島大学大学教育研究センター高等教育研究叢書43(1997年)のフランスの項も参照されたい。

- 18) Gilles Cotereau。大学・高等教育機関相互支援機構(AMUE)会長。メヌヌ大学名誉学長。AMUEについては、大場淳2003「フランスにおける大学・高等教育基機関相互支

援機構 (AMUE) - 大学事務の情報化と管理運営支援活動 - 」日本高等教育学会第 6 回大会 (平成 15 年 5 月 25 日) 自由研究資料参照。

19) 政府の施策は、特に大学 2000 計画 (Plan Université 2000) に見て取れる。

20) ただし、この結果には、第一期において特に多重登録が多いことに鑑みれば、多少差し引いて評価しなければならない。すなわち、例えば、グランド・ゼコルに登録した学生は大学に全く来ないでグランド・ゼコルの勉学に専ら従事し、翌年の登録の時期に再登録を行わないことが多々ある。

21) *administration économique et sociale*。法学、経済学、経営学、その他の人文社会科学を含む学際的な教育分野で、企業や行政機関への就職に対応した教育を行う。

22) 1986 年の政令第 86-195 号で設置が決められた、新入学生の受入れ支援、授業科目選択や進級・就職のための情報の提供等を行うための学内共用組織。教員と連携して就職の支援も行う。前述の心理・進路指導員が配置されることがある。

23) François Bayrou。当時の国民教育大臣。

24) 単位については次項参照。

25) その権限、構成等については、大場 (2003) 参照。

26) 同上。

27) Alain Renaut。パリ第四大学教授。哲学・社会学 UFR 長。

28) *enseignant du second degré*。中等教育教員と共通の資格であるアグレジェ教員 (*professeur agrégé*)、セルティフィエ教員 (*professeur certifié*) の資格を持つ教員である。大学では教育活動にのみに従事し、研究にも従事する研究教員 (*enseignant-chercheur*) とは区別される。

29) 日本において学習指導要領変更や「ゆとり教育」が学力低下の原因と指摘されることについては、フランスにおいてバカロレア試験が簡単になっているという指摘と共通するところがあるように思われる。